

令和元年第3回神奈川県議会定例会

提 出 議 案 説 明 資 料

(9 月 6 日 提 案 分)

神 奈 川 県

# 目 次

ページ

1	令和元年第3回神奈川県議会定例会（9月6日提案分）提出議案件数調	1
2	令和元年度9月補正予算会計別集計表	1
(1)	令和元年度神奈川県一般会計9月補正予算局別財源調書	2
(2)	令和元年度神奈川県特別会計9月補正予算会計別財源調書	2
3	令和元年度9月補正予算の主な内容	3
4	平成30年度神奈川県公営企業決算の認定について	4
5	地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例の概要【政策局】	5
6	RPAの推進について【総務局】	6
7	令和元年度一般会計9月補正予算債務負担行為について【総務局】	7
8	職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例の概要【総務局】	8
9	神奈川県手数料条例の一部を改正する条例の概要【総務局】	10
10	企業の立地の促進に係る不動産取得税の税率の特例に関する条例の一部を改正する条例の概要【総務局】	11
11	分庁舎新築工事（建築）請負契約変更の内容【総務局】	13
12	分庁舎新築工事（機械）請負契約変更の内容【総務局】	14
13	分庁舎新築工事（電気）請負契約変更の内容【総務局】	15
14	共生社会の実現に向けた外出支援モデル事業について【福祉子どもみらい局】	16
15	神奈川県青少年保護育成条例の一部を改正する条例の概要【福祉子どもみらい局】	17
16	民生委員定数条例の一部を改正する条例の概要【福祉子どもみらい局】	18
17	介護保険法施行条例の一部を改正する条例の概要【福祉子どもみらい局】	19
18	神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例の一部を改正する条例の概要【健康医療局】	20
19	「セレクト神奈川NEXT」の推進について【産業労働局】	21
20	中小企業高度化資金貸付金の返還について【産業労働局】	22
21	令和元年度一般会計9月補正予算債務負担行為について【産業労働局】	23
22	令和元年度中小企業資金会計9月補正予算の内容【産業労働局】	24
23	神奈川県流域下水道事業の設置等に関する条例の概要【県土整備局】	25

24	港湾の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の概要【県土整備局】	26
25	神奈川県建築基準条例の一部を改正する条例の概要【県土整備局】	27
26	神奈川県立の高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例の概要 【教育委員会】	28
27	平塚農業高校商業教育棟新築工事（建築－第1工区）請負契約の内容 【教育委員会】	30
28	吉田島高校実習棟新築工事（建築）請負契約の内容【教育委員会】	31
29	小田原養護学校湯河原・真鶴方面分教室（仮称）新築工事（建築）請負契約の内容 【教育委員会】	32



## 1 令和元年第3回神奈川県議会定例会（9月6日提案分）提出議案件数調

### (1) 予 算

区 分	件 数
一 般 会 計	1
特 別 会 計	1
企 業 会 計	—
合 計	2

### (2) 条例その他

区 分	件 数
条 例 の 制 定	1
条 例 の 改 正	11
工 事 請 負 契 約 の 締 結	3
工 事 請 負 契 約 の 変 更	3
決 算 の 認 定 ( 公 営 企 業 決 算 )	1
合 計	19

## 2 令和元年度9月補正予算会計別集計表

(単位 千円)

会 計 別	前回までの累計額	今回補正額	合 計 額
一 般 会 計	1,855,927,600	32,411	1,855,960,011
特 別 会 計	2,071,980,396	195,176	2,072,175,572
企 業 会 計	113,662,639	—	113,662,639
合 計	4,041,570,635	227,587	4,041,798,222

(参考) 前年度(平成30年度)の状況

(単位 千円)

会 計 別	前回までの累計額	9月補正額	合 計 額
一 般 会 計	1,832,888,000	555,650	1,833,443,650
特 別 会 計	2,037,189,752	—	2,037,189,752
企 業 会 計	117,376,433	—	117,376,433
合 計	3,987,454,185	555,650	3,988,009,835

## (1) 令和元年度神奈川県一般会計9月補正予算局別財源調書

(単位 千円)

局 別	予 算 額	財 源 内 訳									備 考	
		国 庫 支出金	分担金 及 び 負担金	使用料 及 び 手数料	財 産 収 入	寄附金	繰入金	諸収入	県 債	一 般 財 源		
総 務 局	19,450										19,450	
福祉子ども みらい局	7,950										7,950	
産業労働局	5,011										5,011	
小 計	32,411										32,411	
							18,254				△ 18,254	特別会 計から の繰入
合 計	32,411						18,254				14,157	繰越金 14,157

## (2) 令和元年度神奈川県特別会計9月補正予算会計別財源調書

(単位 千円)

会 計 名	予 算 額	財 源 内 訳									備 考	
		国 庫 支出金	分担金 及 び 負担金	使用料 及 び 手数料	財 産 収 入	繰入金	事 業 収 入	諸収入	県 債	繰 越 金		
中 小 企 業 資 金 会 計	195,176						195,176					
合 計	195,176						195,176					

### 3 令和元年度9月補正予算の主な内容

「セレクト神奈川NEXT」による企業立地の促進など、早急に対応する必要がある事業について、補正予算措置を講ずる。

- |   |                  |
|---|------------------|
| (1) 新たな企業誘致施策「セレクト神奈川NEXT」による企業立地の促進【債務負担行為の設定】 | 限度額 17,000,000千円 |
| (2) 共生社会仕組みづくり外出支援モデル事業費                        | 7,950千円          |
| (3) RPA推進事業費                                    | 19,450千円         |
| (4) 中小企業高度化資金貸付金の返納（中小企業資金会計）                   | 195,176千円        |

4 平成30年度神奈川県公営企業決算の認定について

平成30年度神奈川県公営企業決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により監査委員の意見をつけて認定を求めるものである。



5 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を新たに加えるなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として、2法人を新たに加えるほか、1法人について、控除対象期間を更新するため、所要の規定の整備を行う。（別表関係）

(3) 施行期日

令和元年11月1日。ただし、新たに指定する法人については、公布の日。

6 R P Aの推進について【総務局関係】

2款 総務費 6項 総務管理費

⑨ R P A推進事業費

(1) 目的

業務の効率化により県庁の働き方改革を推進する。

(2) 内容

通勤手当の認定など、定型的な業務をソフトウェアロボットを活用して自動化するR P A (Robotic Process Automation) を導入する。

(3) 予算額 19,450千円

【予算に関する説明書 7～8頁】

7 令和元年度一般会計9月補正予算債務負担行為について【総務局関係】

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追加)

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
職員研修業務委託 事業費	千円 205,101	前年度末 までの支出 (見込)額		千円 —	特定 財源	国庫支出金	千円 —
						県 債	—
	当該年度 以降の支出 予定額	令和元年度 ～ 令和4年度	205,101	一般財源	そ の 他	—	
					205,101		

(変更)

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
コンピュータセン ター外部移転運営 費	千円 51,462	前年度末 までの支出 (見込)額		千円 —	特定 財源	国庫支出金	千円 —
						県 債	—
	当該年度 以降の支出 予定額	令和元年度 ～ 令和2年度	51,462	一般財源	そ の 他	582	
					50,880		
補正後	千円 54,937	前年度末 までの支出 (見込)額		千円 —	特定 財源	国庫支出金	千円 —
						県 債	—
	当該年度 以降の支出 予定額	令和元年度 ～ 令和2年度	54,937	一般財源	そ の 他	582	
					54,355		

8 職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員制度が創設されたこと等に伴い、所要の改正を行うものである。

(2) 改正する条例

職員の分限に関する条例（第1条）

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（第2条）

神奈川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（第3条）

職員の退職手当に関する条例（第4条）

職員の旅費に関する条例（第5条）

市町村立学校県費負担教職員の分限に関する条例（第6条）

市町村立学校県費負担教職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（第7条）

職員の給与に関する条例（第8条）

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（第9条）

学校職員の給与等に関する条例（第10条）

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（第11条）

職員の育児休業等に関する条例（第12条）

神奈川県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（第13条）

教育長の給与等に関する条例（附則第2項）

監査委員の給与等に関する条例（附則第3項）

知事及び副知事の給与等に関する条例（附則第4項）

職員の特殊勤務手当に関する条例（附則第5項）

公営企業管理者の給与等に関する条例（附則第6項）

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（附則第7項）

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（附則第8項）

任期付研究員の採用等に関する条例（附則第9項）

任期付職員の採用等に関する条例（附則第10項）

職員の修学部分休業に関する条例（附則第11項）

職員の高齢者部分休業に関する条例（附則第12項）

特別職の秘書の職の指定等に関する条例（附則第13項）

専門委員、顧問及び参与の設置等並びに専門委員その他の非常勤職員の報酬等に関する条例（附則第14項）

(3) 改正する内容

ア 会計年度任用職員制度の導入

会計年度任用職員に対する給付等について規定する。（第1条～第13条関係）

イ 成年被後見人等に係る欠格条項の削除

成年被後見人及び被保佐人に係る欠格条項の規定を削除する。（第4条、第8条及び第10条関係）

ウ その他所要の規定整備

(ア) 職員の給与に関する条例の題名変更に伴う規定の整備を行う。

（第4条、第5条、第8条、第9条、第11条、第12条及び附則第2項～第14項関係）

(イ) その他規定の整備を行う。（第4条、第5条、第8条、第10条及び第12条関係）

(4) 施行期日

令和2年4月1日。ただし、(3)イについては令和元年12月14日、(3)ウ(イ)については、公布の日。

9 神奈川県手数料条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、2以上の建築物を対象とする場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料等を追加するため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

2以上の建築物を対象とする場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料等を追加する。（別表の8 県土整備局関係）

(3) 施行期日

公布の日から起算して1月を超えない範囲内において規則で定める日

10 企業の立地の促進に係る不動産取得税の税率の特例に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

新たな企業誘致施策「セレクト神奈川NEXT」の実施に伴い、不動産取得税の不均一課税に関する規定に関し、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

区 分	改 正	現 行
対象事業 〔企業立地 支援事業〕	次に掲げる分野・業種に属する事業で、知事が認めるもの 〔分野〕 未病関連産業、ロボット関連産業、エネルギー関連産業、観光関連産業、先端素材関連産業、先端医療関連産業、IT/エレクトロニクス関連産業、輸送用機械器具関連産業 〔業種〕 製造業、電気業（一部）、情報通信業、卸売業（一部）、小売業（一部）、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業（一部）、娯楽業（一部）	/
	<u>横須賀・三浦地域又は県西地域において行われる食料品・飲料製造業で、知事が認めるもの</u>	
対象事業者	企業立地支援事業を行う者で、 <u>令和元年11月1日から令和6年3月31日までの間に当該企業立地支援事業に係る認定の申請をした者</u>	企業立地支援事業を行う者で、 <u>平成28年4月1日から平成32年3月31日までの間に当該企業立地支援事業に係る認定の申請をした者</u>
対象不動産	企業立地支援事業を行う者が取得した次の不動産 ① 企業立地支援事業に関する事務所、事業所、研究所又は工場の用に供する家屋 ② ①の敷地である土地	
軽減割合	税率を2分の1に軽減（家屋4%→2%、土地3%→1.5%）	

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和元年11月 1 日

イ 経過措置

改正前の第 2 条第 1 号の企業立地支援事業を行う者（平成28年 4 月 1 日から令和元年10月31日までの間に当該企業立地支援事業に係る同号の規定による認定の申請をした者に限る。）が同条第 2 号の対象不動産を取得した場合における当該対象不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。



11 分庁舎新築工事（建築）請負契約変更の内容

- (1) 工 事 名 称            分庁舎新築工事（建築）
- (2) 工 事 場 所            横浜市中区日本大通 5 - 1
- (3) 請負契約者名           松尾・工藤・石井特定建設工事共同企業体  
                                 代表者 株式会社 松尾工務店  
   代表取締役 松 尾 文 明
- (4) 変 更 の 理 由           工事請負契約書第25条第 6 項に基づく、インフレスライド(※)の費用を計上することに伴い、工事請負契約を変更する。
- ※ インフレスライドとは、急激なインフレーション又はデフレーションにより、賃金水準又は物価水準などが著しく変動したときに、発注者又は受注者が、請負代金額の変更を請求できるもの。
- (5) 変 更 の 内 容           請負契約金額  
   (変更前) 56億3,833万9,800円  
   (変更後) 56億9,715万6,800円

12 分庁舎新築工事（機械）請負契約変更の内容

- (1) 工 事 名 称 分庁舎新築工事（機械）
- (2) 工 事 場 所 横浜市中区日本大通 5 - 1
- (3) 請負契約者名 根布・ダイト・長瀬特定建設工事共同企業体  
代表者 株式会社 根布工業  
代表取締役 根 布 博 之
- (4) 変 更 の 理 由 工事請負契約書第25条第6項に基づく、インフレスライド(※)の費用を計上することに伴い、工事請負契約を変更する。
- ※ インフレスライドとは、急激なインフレーション又はデフレーションにより、賃金水準又は物価水準などが著しく変動したときに、発注者又は受注者が、請負代金額の変更を請求できるもの。
- (5) 変 更 の 内 容 請負契約金額  
(変更前) 11億6,509万7,520円  
(変更後) 11億7,455万8,620円

13 分庁舎新築工事（電気）請負契約変更の内容

- (1) 工 事 名 称 分庁舎新築工事（電気）
- (2) 工 事 場 所 横浜市中区日本大通 5 - 1
- (3) 請負契約者名 東洋電装・東栄電設・神電設備工業特定建設工事  
共同企業体  
代表者 東洋電装株式会社  
代表取締役 和 田 晃
- (4) 変 更 の 理 由 工事請負契約書第25条第6項に基づく、インフレスライド(※)の費用を計上することに伴い、工事請負契約を変更する。
- ※ インフレスライドとは、急激なインフレーション又はデフレーションにより、賃金水準又は物価水準などが著しく変動したときに、発注者又は受注者が、請負代金額の変更を請求できるもの。
- (5) 変 更 の 内 容 請負契約金額  
(変更前) 9億7,353万3,600円  
(変更後) 9億8,321万3,600円

14 共生社会の実現に向けた外出支援モデル事業について【福祉子どもみらい局関係】

4款 民生費 1項 社会福祉費

⑨ 共生社会仕組みづくり外出支援モデル事業費

(1) 目的

誰もが支え合い、受け入れ合う持続可能な共生社会の実現に向けて、交通不便地域において移動手段に困っている人々を、地域住民、市、NPO等が互いに協力して支える外出支援モデル事業について、県としてもスタートアップを後押しする。

(2) 内容

NPO等が開催する住民向け説明会や担い手向け研修など、スタートアップを後押しする。

(3) 予算額 7,950千円

15 神奈川県青少年保護育成条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

いわゆる「自画撮り被害」を未然に防止するため、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノやその電磁的記録その他の記録（以下「児童ポルノ等」という。）の提供を求めることを禁止するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 児童ポルノ等の提供を求める行為への対応（第31条の2関係）

児童ポルノ等の提供を青少年に求める行為について禁止する規定を追加する。

イ 罰則規定の改正（第53条関係）

青少年に拒まれたにもかかわらず、児童ポルノ等の提供を求めたり、威迫や欺くなどの方法により、児童ポルノ等の提供を求めた者に対し、30万円以下の罰金を課す規定を追加する。

(3) 施行期日

令和元年12月1日。ただし、(2)イについては令和2年2月1日。

16 民生委員定数条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

民生委員の一斉改選に合わせ、市町村の実情を踏まえた定数とするため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

7市町における民生委員の定数を増員する。（別表関係）

(3) 施行期日

令和元年12月1日

17 介護保険法施行条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

介護保険法施行規則の一部を改正する省令の施行により、介護サービス情報の公表制度の対象サービスが追加されたこと等に伴い、介護サービス情報調査手数料を定めるなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 介護サービス情報調査手数料の設定（別表関係）

介護医療院サービス並びに短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護（介護医療院において行うものに限る。）に係る介護サービス情報調査手数料を規定した項目を加える。

イ 公益代表委員の定数に係る改正（第6条関係）

介護保険審査会の公益代表委員の定数を、審査請求事件の件数その他の事情を勘案して90人以内から12人以内に改める。

(3) 施行期日

令和元年12月1日。ただし、(2)イについては公布の日。

18 神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

健康増進法（以下「法」という。）の一部改正に伴い、法による規制が上回ることとなった規定を削除するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 法規制が上回る規定の削除

法の規制が条例の規制を上回る内容について、法の規制に委ねることとし、当該内容に関する条例の規定を削除する。（現行条例第8条～第10条、第12条、第14条、第15条、第20条、第22条及び第24条関係）

イ 法施行に伴う定義規定の削除

法において「分煙」及び「喫煙所」が定義されていないことから、当該定義を削除する。（第2条関係）

ウ 指定たばこ専用喫煙室の規制

現行の条例において禁煙を義務付けていた施設に対して、法が認める指定たばこ専用喫煙室の設置を禁止する等の規定を置く。（第8条関係）

エ 法施行に伴う対象者の変更

法において、喫煙区域への立入制限となる対象者が「二十歳未満の者」とされることから、条例における「未成年者」の一部を「二十歳未満の者」に改正する。（第10条関係）

オ 法施行に伴う施設種別の変更

法において新たに規定された施設種別の名称が、条例の施設種別の名称と重複することから、「第1種施設」、「第2種施設」、「特例第2種施設」を、それぞれ「県第1種施設」、「県第2種施設」、「特例県第2種施設」に改正する。（第2条及び第16条関係）

カ その他所要の規定の整備を行う。（第2条、第8条、第9条～第18条関係）

(3) 施行期日

令和2年4月1日



19 「セレクト神奈川NEXT」の推進について【産業労働局関係】

8款 商工費 2項 工業費

企業誘致促進事業費

(1) 目的

新たな企業誘致施策「セレクト神奈川NEXT」の普及・周知や利用促進を図る。

(2) 内容

新たな企業誘致施策「セレクト神奈川NEXT」の効果的な広報を展開するため、デベロッパー等と連携した企業向けセミナーを実施するとともに、制度概要を記載したパンフレットの作成や、新聞広告の掲載を行う。

(3) 予算額 5,011千円

20 中小企業高度化資金貸付金の返還について【産業労働局関係】

8款 商工費 3項 商工金融費

中小企業資金会計繰入金

(1) 目的

中小企業高度化資金貸付金の繰上償還に伴い、県負担分を一般会計に繰り入れる。

(2) 内容

中小企業資金会計の高度化資金貸付金は、国と県が貸付財源を負担し、その返還金を負担割合に応じて国と県へ償還することになっており、その繰上償還に伴い、県負担分を一般会計に繰り入れる。

(3) 予算額 18,254千円

21 令和元年度一般会計9月補正予算債務負担行為について【産業労働局関係】

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追 加)

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
企業立地促進補助金	千円 17,000,000	前年度末までの支出 (見込)額		千円 —	特定財源	国庫支出金	千円 —
						県 債	—
		当該年度以降の支出 予定額	令和元年度 ～ 令和21年度	17,000,000		そ の 他	—
					一般財源	17,000,000	

【予算に関する説明書 9～11頁】

22 令和元年度中小企業資金会計9月補正予算の内容【産業労働局関係】

(1) 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 中小企業資金収入	3,152,838	195,176	3,348,014

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			繰越金
				国庫支出金	県債	その他	
1 中小企業資金	3,152,838	195,176	3,348,014	—	—	195,176	—

(2) 歳入の内訳

(単位 千円)

目名	補正前の額	補正額	計	説明
貸付金返納	1,121,955	195,176	1,317,131	中小企業高度化資金貸付金返納

(3) 歳出の内訳

(単位 千円)

目名	補正前の額	補正額	計	説明
一般会計繰出金	764,442	18,254	782,696	
元金	954,220	176,922	1,131,142	

23 神奈川県流域下水道事業の設置等に関する条例の概要

(1) 制定の趣旨

経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を目的に、神奈川県流域下水道事業に地方公営企業法（以下「法」という。）の財務規定等を適用するため、神奈川県流域下水道事業の設置等に関し、条例を制定するものである。

(2) 制定の内容

ア 神奈川県流域下水道事業の設置（第1条）

都市の健全な発展及び公衆衛生の向上に寄与するとともに、公共用水域の水質の保全に資するため、神奈川県流域下水道事業（以下「流域下水道事業」という。）を設置する。

イ 財務規定等の適用（第2条）

流域下水道事業について、法に規定する財務規定等を適用する。

ウ 経営の基本（第3条）

企業の経済性の発揮と公共の福祉の増進を経営の基本とするとともに、流域下水道の処理区や計画汚水量を経営の目標として定める。

エ 特別会計の設置に関する条例の一部改正（附則第2項）

特別会計の設置に関する条例別表から、神奈川県流域下水道事業会計の項を削除する。

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和2年4月1日

イ 経過措置

(ア) 改正前の特別会計の設置に関する条例第2条の規定により設置された神奈川県流域下水道事業会計（以下「旧特別会計」という。）の令和元年度分の決算に関しては、なお従前の例による。

(イ) 旧特別会計の令和元年度の出納の完結の際、旧特別会計に係る権利及び義務並びに旧特別会計に属する現金及び財産は、流域下水道事業に係る法第17条の規定により設置される特別会計が承継する。

24 港湾の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

港湾の施設の利用又は専用利用の承認を受けた者から徴収する利用料について、減免事由を拡大するため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

利用料の減免について、知事が特に認める船舶又は車両により港湾の施設を利用するときとしている現行の規定を、知事が特に必要と認めれば、船具ロッカーの利用料等についても減免できるよう改正する。（第12条関係）

(3) 施行期日

公布の日

25 神奈川県建築基準条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

建築基準法（以下「法」という。）の一部改正等を踏まえ、長屋の構造等に関する規制を緩和するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 法改正等を踏まえた規制の緩和

階数が3で延べ面積が200㎡未満の建築物で、3階を長屋の用途に供するものについては、一定の警報設備を設けた場合、耐火建築物等とすることを要しないこととする。（第20条関係）

イ その他所要の規定の整備を行う。（第13条、第20条及び第28条関係）

(3) 施行期日

公布の日

26 神奈川県立の高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

県立高校改革実施計画（I期）に基づく再編・統合による県立の高等学校の設置等を行うとともに、あおば支援学校の設置を行うため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 県立高等学校

県立高校改革実施計画（I期）に基づき、再編・統合を行い、県立高等学校4校を新校として設置する。（別表第1関係）

新校の名称及び位置	再編・統合の対象校の名称及び位置
神奈川県立横浜氷取沢高等学校 （横浜市磯子区氷取沢町938番地の2）	神奈川県立磯子高等学校 （横浜市磯子区上中里町444番地）
	神奈川県立氷取沢高等学校 （横浜市磯子区氷取沢町938番地の2）
神奈川県立相模原弥栄高等学校 （相模原市中央区弥栄三丁目1番8号）	神奈川県立弥栄高等学校 （相模原市中央区弥栄3丁目1番8号）
	神奈川県立相模原青陵高等学校 （相模原市南区新磯野468番地）
神奈川県立横須賀南高等学校 （横須賀市佐原4丁目20番1号）	神奈川県立大楠高等学校 （横須賀市荻野14番1号）
	神奈川県立横須賀明光高等学校 （横須賀市佐原四丁目20番1号）
神奈川県立平塚農商高等学校 （平塚市達上ヶ丘10番10号）	神奈川県立平塚農業高等学校 （平塚市達上ヶ丘10番10号）
	神奈川県立平塚商業高等学校 （平塚市中里50番1号）



イ 県立特別支援学校

障がいの重度・重複化、多様化への対応や、地域的な課題への対応を図るため、県立特別支援学校を新たに設置する。（別表第3関係）

名称	位置
神奈川県立あおば支援学校	横浜市青葉区上谷本町109番地

(3) 施行期日

令和元年11月1日。ただし、県立高等学校の項を削る規定は、令和2年4月1日。

27 平塚農業高校商業教育棟新築工事（建築一第1工区）請負契約の内容

- (1) 工 事 名 称 平塚農業高校商業教育棟新築工事（建築一第1工区）
- (2) 工 事 場 所 平塚市達上ヶ丘10-10
- (3) 請負契約者名 紅梅・大旭特定建設工事共同企業体  
代表者 株式会社紅梅組  
代表取締役 篠 原 立 美
- (4) 請負契約金額 8億3,155万2,711円
- (5) 工事着手年月日 議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定による議会の議決があった日から7日以内
- (6) 工事完成予定年月日 令和3年1月8日

28 吉田島高校実習棟新築工事（建築）請負契約の内容

- |               |  |
|---------------|--|
| (1) 工 事 名 称   | 吉田島高校実習棟新築工事（建築）                                     |
| (2) 工 事 場 所   | 足柄上郡開成町吉田島281  |
| (3) 請負契約者名    | 大野土建・西野工務店特定建設工事共同企業体<br>代表者 大野土建株式会社<br>代表取締役 大 野 攻 |
| (4) 請負契約金額    | 10億7,014万5,978円                                      |
| (5) 工事着手年月日   | 議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条<br>の規定による議会の議決があった日から7日以内     |
| (6) 工事完成予定年月日 | 令和3年2月1日   |

【議案（条例その他）27頁 定県第101号議案】

29 小田原養護学校湯河原・真鶴方面分教室（仮称）新築工事（建築）請負契約の内容

- |               |   |
|---------------|---|
| (1) 工 事 名 称   | 小田原養護学校湯河原・真鶴方面分教室（仮称）<br>新築工事（建築）                  |
| (2) 工 事 場 所   | 足柄下郡湯河原町中央2-21-3の一部                                 |
| (3) 請負契約者名    | 久野建設・正建特定建設工事共同企業体<br>代表者 久野建設株式会社<br>代表取締役 久 野 孝 広 |
| (4) 請負契約金額    | 6億6,097万530円  |
| (5) 工事着手年月日   | 議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条<br>の規定による議会の議決があった日から7日以内    |
| (6) 工事完成予定年月日 | 令和3年2月8日  |